

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則
の一部を改正する省令案

(諮問第1215号)

<目 次>

1. 諮問書	1
2. 改正概要	7
3. 意見募集において提出された意見 及びそれらに対する考え方	8
4. 説明資料	10
5. 参考資料（郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の 一部を改正する法律（令和2年法律第70号）改め文及び新旧対照表）	17

(公印・契印省略)

諮問第 1 2 1 5 号
令和 3 年 6 月 2 4 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 川濱 昇 殿

総務大臣 武田 良太

諮 問 書

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 70 号）が施行されたことに伴い、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項第 2 号及び第 9 条第 2 号ロの規定に基づき、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 27 号）の一部を、別添のとおり改正することといたしたい。

上記について、法第 38 条第 1 号の規定に基づき、諮問する。

(別添)

○総務省令第 号

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第四項第二号、第九条第二号ロ及び第十二条第三項の規定に基づき、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

総務大臣 武田 良太

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>
<p>(一般信書便役務の四日以内の送達日数に算入しない日)</p> <p>第二条 法第二条第四項第二号の総務省令で定める日は、次の各号に掲げる日とする。</p> <p>【一 略】</p> <p>二 法第六条の許可に係る事業計画において一般信書便事業者が一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日又は二日特定の曜日がある場合にあっては、当該曜日（祝日法による休日及び前号に掲げる日を除く。）</p> <p>(一般信書便物を四日を超えて送達する地域及び当該地域における送達日数)</p> <p>第三条 法第二条第四項第二号の総務省令で定める地域及び日数は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。</p> <p>一 一日に一回以上信書便物の送達に利用できる交通手段がない離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。）</p> <p>。 十五日</p> <p>二 前号以外の離島 六日（祝日法による休日及び前条各号に掲げる日の日数は、算入しない。）</p> <p>(信書便物の配達の方法の基準)</p> <p>第十条 法第九条第二号ロの総務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる日を除き、一日に一回以上一般信書便物の配達を行うことができること。</p> <p>【イ・ロ 略】</p> <p>ハ 一般信書便事業者が一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日又は二日特定の曜日がある場合にあっては、当該曜日（イ及びロに掲げる日を除く。）</p> <p>二 特に交通困難であるため周年又は一定期間内宛て所への配達の方法により信書便物を配達することができない地域に宛てて差し出された場合その他の相当の事由がある場合を除き、一般信書便物をその宛て所に配達することができること。</p> <p>(軽微な変更の届出)</p>	<p>(一般信書便役務の三日以内の送達日数に算入しない日)</p> <p>第二条 【同上】</p> <p>【一 同上】</p> <p>二 法第六条の許可に係る事業計画において一般信書便事業者が一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日がある場合にあっては、当該曜日（祝日法による休日及び前号に掲げる日を除く。）</p> <p>(一般信書便物を三日を超えて送達する地域及び当該地域における送達日数)</p> <p>第三条 【同上】</p> <p>一 一日に一回以上信書便物の送達に利用できる交通手段がない離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。）</p> <p>。 二週間</p> <p>二 前号以外の離島 五日（祝日法による休日及び前条各号に掲げる日の日数は、算入しない。）</p> <p>(信書便物の配達の方法の基準)</p> <p>第十条 【同上】</p> <p>一 【同上】</p> <p>【イ・ロ 同上】</p> <p>ハ 一般信書便事業者が一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日がある場合にあっては、当該曜日（イ及びロに掲げる日を除く。）</p> <p>二 特に交通困難であるため周年又は一定期間内宛て所への配達の方法により信書便物を配達することができない地域に宛てて差し出された場合その他の相当の事由がある場合を除き、一般信書便物をその宛て所に配達することができること。</p> <p>(軽微な変更の届出)</p>

第十三条 法第十二条第三項の総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更は、次のとおりとする。

【一・二 略】

三 祝日法による休日及び年末年始の休日の範囲内における一般信書便物の配達業務を行わないこととする日の変更並びに一般信書便物の配達業務を行わないこととする毎週一日又は二日特定の曜日の変更

【四・五 略】

【2 略】

様式第1 (第5条関係)

一般信書便事業許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号。以下「法」という。)第6条の規定により、一般信書便事業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事業計画

【(1) 略】

(2) 信書便物の配達の方法

イ 一般信書便物の配達業務を行わないこととする日がある場合にあつては、当該日

注 「国民の祝日に関する法律に規定する休日」、「12月29日から翌年の1月3日まで」

、「土曜日及び日曜日」のように記載すること。

ロ 一般信書便物をその定て所に配達しない地域その他の条件がある場合にあつては、当該

第十三条 【同上】

【一・二 同上】

三 祝日法による休日及び年末年始の休日の範囲内における一般信書便物の配達業務を行わないこととする日の変更並びに一般信書便物の配達業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日の変更

【四・五 同上】

【2 同上】

様式第1 (第5条関係)

一般信書便事業許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号。以下「法」という。)第6条の規定により、一般信書便事業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事業計画

【(1) 同左】

(2) 信書便物の配達の方法

イ 一般信書便物の配達業務を行わないこととする日がある場合にあつては、当該日

注 「国民の祝日に関する法律に規定する休日」、「12月29日から翌年の1月3日まで」

、「日曜日」のように記載すること。

ロ 一般信書便物をそのあて所に配達しない地域その他の条件がある場合にあつては、当該

<p>条件及びその場合の配連の方法</p> <p>注 当該条件が複数ある場合は、その条件ごとに配連の方法を記載すること。</p> <p>[(3)・(4) 略]</p> <p>[2 略]</p>	<p>条件及びその場合の配連の方法</p> <p>注 当該条件が複数ある場合は、その条件ごとに配連の方法を記載すること。</p> <p>[(3)・(4) 同左]</p> <p>[2 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記しぬ。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する 省令案の概要

1 改正の背景

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第70号）において、通常郵便物（手紙、はがき等）の配達頻度に係る見直し（週6日以上配達⇒週5日以上配達）や送達日数に係る見直し（原則3日以内に配達⇒原則4日以内に配達）等を内容とする郵便法（昭和22年法律第165号）の改正のほか、これに合わせて、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）についても、日本郵便株式会社と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、郵便法と同様の改正を行ったことから、その細則を定める必要がある。

2 改正の概要

- (1) 事業許可基準に関し、一般信書便物の休配日として許容する具体的な日について、事業計画に定めた、「毎週1日特定の曜日」を「毎週1日又は2日特定の曜日」に改正する。
- (2) 一般信書便物の送達日数に参入しない日について、許可に係る事業計画に休配日として定めた、「毎週1日特定の曜日」を「毎週1日又は2日特定の曜日」に改正する。
- (3) 地理的条件等により例外的に一般信書便物の送達日数が4日を超えることが許容される場合の上限送達日数を改正する。
 - ・ 1日1回以上信書便物の送達に利用できる交通手段がない離島：14日⇒15日
 - ・ 上記以外の離島：5日⇒6日
- (4) 認可を要しない事業計画の軽微な変更（届出）について、一般信書便物の休配日として定めた、「毎週1日特定の曜日」の変更を「毎週1日又は2日特定の曜日」の変更に変更する。

【改正を行う条項】 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則第2条、第3条、第10条及び第13条第1項第3号

3 施行期日

公布の日から施行。

「郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等」の意見募集において提出された意見及びそれらに対する考え方

意見提出期間：令和3年1月16日（土）から同年2月15日（月）まで

提出された意見の件数：5件（うち、個人2件、匿名3件）

※その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものはありませんでした。

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
1	e-Govの「受付締切日時」欄の「15日0時」は「16日0時」の誤記ではないか。意見公募要領の「5 意見提出期間」に「15日まで」と規定されているから。 《匿名》	誤記のため、ご指摘のとおり修正いたします。	e-Govの当該欄の記載をご指摘のとおり修正済
2	大賛成です。実行してください。 《匿名》	本改正案に賛成の御意見として承ります。	なし
3	土曜配達なくなるのは、残念です。 《個人》	今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しであると考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。	なし
4	ヤマト運輸や佐川急便は、日本郵便と並んで三大宅配会社である。そこで、僻地離島などで日本郵便の仕事を、ヤマト運輸や佐川急便に委託する制度で合理化とか、3社共同運送の仕組みを法的に明示すべき。 また、郵便法を読んでも、日本郵便が実際に運んでいる小包郵便は、国土交通省所管の「特別積合せ貨物運送」であるので法律として再定義が必要ではないか。 都市部においては高層マンションでは共同配送会社の設立とか法的定義して僻地離島と高層マンションでの合理化が必要だと考える。 《個人》	頂いた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	なし

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
5	<p>できる限り、土曜日配達も維持すべきであるが、やむを得ない事由がある場合のみ、変更できるようにすべきである。この際、経営状況や人材状況を総合的に判断すべきである。</p> <p>原則3日以内の配達については、維持すべきである。なぜなら、トラックなどの自動車を使った輸送ではなく、(貨物列車による)鉄道輸送に戻せば、速達性や定時輸送が確保され、改正するほど深刻なものではないと考えるからである。</p> <p style="text-align: right;">《匿名》</p>	<p>今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しであると考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。</p> <p>頂いた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則 の一部を改正する省令案

ご説明資料

- 本件は、昨年11月27日に可決・成立した郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第70号。以下「改正法」という。）が本年5月1日施行されたことに伴い、その細則を定める民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号。以下「施行規則」という。）の一部改正について、諮問するもの。

改正法の背景及び内容

- 郵便について、情報通信審議会答申（2019年9月10日）を踏まえ、①郵便サービスの将来にわたる安定的な提供の維持、②急増する荷物の配達ニーズへの対応を通じ、利用者利便を確保するため、通常郵便物の配達頻度や送達日数に係る見直し（認可基準の緩和）等を内容とする郵便法の改正を行った。
- ◎ これに合わせて、民間事業者による信書の送達に関する法律についても、日本郵便と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、郵便法と同様の改正を行った。

1. 一般信書便物の配達頻度の見直し

「週6日以上配達」⇒
「週5日以上配達」に緩和

2. 一般信書便物の送達日数の見直し

一般信書便物の差出の日から
「原則3日以内に配達」⇒
「原則4日以内に配達」に緩和

3. 割引が可能な信書便物の範囲の拡大

一の事業所でその引受け及び配達を行う場合に割引適用を可能としていたところ、主として信書便物の区分を行う区分事業所間の運送を要しない場合にも割引適用の範囲を拡大。

今回の施行規則の一部改正は、1. 及び2. の細則を定めるもの

一般信書便物の配達頻度の見直し(週6日以上配達⇒週5日以上配達)関係

- ① 事業許可基準に関し、休配日として許容する具体的な日について、事業計画に定めた、「毎週1日特定の曜日」⇒「毎週1日又は2日特定の曜日」に改正する。 [施行規則第10条第1号ハ]
- ※ 休配日として、この他、国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から翌年一月三日までの日が規定されている。

一般信書便物の送達日数の見直し(原則3日以内に配達⇒原則4日以内に配達)関係

- ② 送達日数に参入しない日について、許可に係る事業計画に休配日として定めた、「毎週1日特定の曜日」⇒「毎週1日又は2日特定の曜日」に改正する。 [施行規則第2条第2号]
- ※ 送達日数に参入しない日として、この他、国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から翌年一月三日までの日が規定されている。

- ③ 地理的条件等により例外的に送達日数が4日を超えることが許容される場合の上限送達日数を改正する。
- ア 1日1回以上信書便物の送達に利用できる交通手段がない離島: 14日 ⇒ 15日
- イ 上記以外の離島: 5日 ⇒ 6日 [施行規則第3条]
- ※ 郵便と同じ。

その他規定の整理

- ④ 「あて所」を「宛て所」に、「あてて」を「宛てて」に改正する。 [施行規則第10条第2号]
- ※ 現在は「宛」が常用漢字とされていることを踏まえた対応。
- ⑤ 認可を要しない事業計画の軽微な変更(届出)について、休配日として定めた、「毎週1日特定の曜日」の変更 ⇒ 「毎週1日又は2日特定の曜日」の変更に改正する。 [施行規則第13条第1項第3号]
- ⑥ ①・④の改正事項を申請様式に反映する。 [様式第1]

配達頻度の見直し関係

◎民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）（抄）

（事業の許可）

第六条 一般信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

（許可の基準）

第九条 総務大臣は、第六条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 一 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。
- 二 その事業の計画が全国の区域において一般信書便役務に係る信書便物（以下この号において「一般信書便物」という。）を引き受け、かつ、配達する計画を含むものであって、事業計画に次に掲げる事項が定められていること。
 - イ 総務省令で定める基準に適合する信書便差出箱の設置その他の一般信書便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の引受けの方法
 - ロ 一週間につき五日以上一般信書便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の配達の方法
- 三 前二号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 四 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

※ 改正法により「六日」から「五日」に改正された。

◎民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号）（抄）

（信書便物の配達の方法の基準）

第十条 法第九条第二号ロの総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる日を除き、一日に一回以上一般信書便物の配達を行うことができること。
 - イ 祝日法による休日
 - ロ 年末年始の休日
 - ハ 一般信書便事業者が一般信書便物の配達業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日がある場合にあっては、当該曜日（略）
- 二 （略）

今回、「毎週一日又は二日特定の曜日」に改正。

送達日数の見直し関係

◎民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「信書」とは、郵便法第四条第二項に規定する信書をいう。

2・3 （略）

4 この法律において「一般信書便役務」とは、信書便の役務であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 長さ、幅及び厚さがそれぞれ四十センチメートル、三十センチメートル及び三センチメートル以下であり、かつ、重量が二百五十グラム以下の信書便物を送達するもの

二 国内において信書便物が差し出された日から**四日**（国民の祝日に関する法律（略）に規定する休日その他**総務省令で定める日**の日数は、算入しない。）**以内**（信書便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して**総務省令で定める地域**から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、**四日**を超え最も経済的な通常の方法により当該地域に係る信書便物を送達する場合に必要な日数として**総務省令で定める日数**以内）に当該信書便物を送達するもの

5～9 （略）

※ 改正法により「三日」から「四日」に改正された。

◎民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号）（抄）

（一般信書便役務の三日以内の送達日数に参入しない日）

第二条 法第二条第四項第二号の総務省令で定める日は、次の各号に掲げる日とする。

一 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（（略）以下「年末年始の休日」という。）

二 法第六条の許可に係る事業計画において一般信書便事業者が一般信書便物の配達業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日がある場合にあつては、当該曜日（略）

今回、「毎週一日又は二日特定の曜日」に改正。

（一般信書便物を三日を超えて送達する地域及び当該地域における送達日数）

第三条 法第二条第四項第二号の総務省令で定める地域及び日数は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 一日に一回以上信書便物の送達に利用できる交通手段がない離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。） **二週間**

二 前号以外の離島 **五日**（略）

今回、「六日」に改正。

今回、「十五日」に改正。

* 条見出しについても「三日」を「四日」に改正。14

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)(信書便法)は、郵便法と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図ることを目的としており、平成15年4月に施行。

一般信書便事業

・・・全国全面参入型(許可制)

事業者数: 0

手紙や葉書など、国民生活にとって基礎的な通信サービスとして、軽量・小型の信書便物が差し出された場合に、全国において必ず引き受け、配達するサービス(一般信書便役務)の提供を必須として、全ての信書の送達が可能な事業

一般信書便役務:

軽量・小型の信書便物(長さ、幅及び厚さが各々40cm、30cm、3cm以下、かつ重量が250g以下)を差し出された日から原則4日以内に送達するサービス



全国を業務区域として、次の参入要件を満たすことが必要。

- (1) 全国均一料金(その送達に際し区分事業所間の運送を要しないものを除く)
- (2) 25g以下の信書便物の料金は、省令で定める上限(84円)以下
- (3) 随時・簡易な差出方法として信書便差出箱の設置(市町村等の人口に応じ、全国に、満遍なく設置)
- (4) 週5日以上以上の配達

特定信書便事業

・・・特定サービス型(許可制)

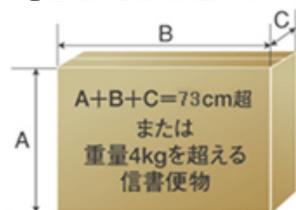
事業者数: 565

付加価値の高い特定の需要に対応するサービス(特定信書便役務)のみを提供する事業

特定信書便役務:

①大型信書便サービス(1号役務)

長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



例: 本庁・支庁間の巡回便

②急送サービス(2号役務)

信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの



例: バイク便等の急送便
15

③高付加価値サービス(3号役務)

料金の額が800円を下回らない範囲内において総務省令で定める額(国内における役務は800円)を超えるもの



800円を超える料金

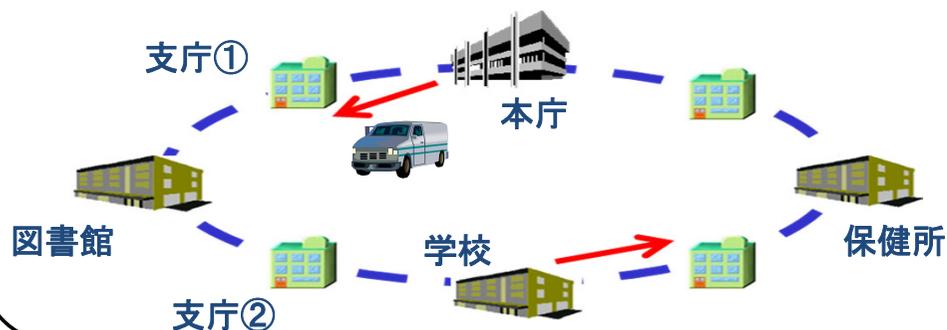
例: 電報類似サービス

各特定信書便役務のサービス例

	主なサービス例
大型信書便サービス (1号役務)	・本庁と支庁等の間の文書等配送便(巡回集配、定期集配サービス) ・貨物に同封された信書の送達
3時間急送サービス (2号役務)	・バイク等を利用した急送サービス
高付加価値サービス (3号役務)	・メッセージカードの配達サービス(電報類似サービス) ・遠距離への急送、高セキュリティサービス

巡回集配サービス

あらかじめ定められたルート巡回して、各巡回先で信書便物を順次引受け、配達するサービス



定期集配サービス

あらかじめ定められたルートを定期的に運行して、各集配先で信書便物を順次引受け、配達するサービス



電報類似サービス

電話等により通信文等を引き受けて、装飾を施した専用台紙に印刷等して、受取人に配達するサービス



(参考)

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律

(郵便法の一部改正)

第一条 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第二項第二号中「一の事業所においてその引受け及び配達を行う」を「営業所においてその引受けを行う郵便物であつて、その送達に際し会社の区分営業所（主として郵便物の区分を行う営業所をいう。第四項第一号において同じ。）間の運送を要しない」に改め、同条第四項第一号中「一の事業所においてその引受け及び配達を行う」を「営業所においてその引受けを行う郵便物であつて、その送達に際し会社の区分営業所間の運送を要しない」に改める。

第七十条第三項第三号中「六日」を「五日」に改め、同項第四号中「三日」を「四日」に、「あてて」を「宛てて」に、「二週間を超えない範囲内で」を「最も経済的な通常の方法により当該地域に係る郵便物を送達する場合に必要な日数として」に改める。

(民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正)

第二条 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正

する。

第二条第四項第二号中「三日」を「四日」に、「あてて」を「宛てて」に、「二週間を超えない範囲内で」を「最も経済的な通常の方法により当該地域に係る信書便物を送達する場合に必要な日数として」に改める。

第九条第二号口中「六日」を「五日」に改める。

第十六条第二項第一号中「一の事業所においてその引受け及び配達を行う」を「事業所においてその引受けを行う信書便物であつて、その送達に際し当該一般信書便事業者の区分事業所（主として信書便物の区分を行う事業所をいう。）間の運送を要しない」に改める。

第十八条中「営業所」を「事業所」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 総務大臣は、この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の郵便法（同項において「新郵便法」という。）第七十条第三項第三号及び第四号の総務省令の制定のために、郵便法第七十三条の政令で定める審議会等に諮問することができる。

2 総務大臣は、郵便法第七十条第一項の規定による認可の申請（新郵便法第七十条第三項第三号及び第四号に掲げる基準に係るものに限る。）があつた場合には、施行日前においても、新郵便法第七十条第三項の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた郵便業務管理規程（郵便法第七十条第一項に規定する郵便業務管理規程をいう。）は、施行日において、郵便法第七十条第一項の認可を受けたものとみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

郵便の役務のなるべく安い料金によるあまねく公平な提供を確保するとともに、日本郵便株式会社と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、郵便業務管理規程の認可基準のうち郵便物の配達日数及び送達日数に係る基準の緩和並びに配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲の拡大を行うとともに、一般信書便事業についても同様の緩和等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

○郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（料金）</p> <p>第六十七条 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第三項の規定により認可を受けるべきもの及び第五項の規定により届け出るべきものを除く。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。</p> <p>二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと（会社の営業所においてその引受けを行う郵便物であつて、その送達に際し会社の区分営業所（主として郵便物の区分を行う営業所をいう。第四項第一号において同じ。）間の運送を要しない郵便物の料金を除く。）。</p> <p>三 第一種郵便物（郵便書簡を除く。第四項第二号において同じ。）のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの（次号において「定形郵便物」という。）の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を</p>	<p>（料金）</p> <p>第六十七条 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。</p> <p>三 （同上）</p>

勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

四 郵便書簡及び通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。

五 国際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること。

六 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

七 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 配達地により異なる額が定められていないこと（会社の営業所においてその引受けを行う郵便物であつて、その送達に際し会社の区分営業所間の運送を要しない郵便物の料金を除く。）。

二 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

5 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を除き、郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金に限る。）を定め、あらかじめ、又はその実施後遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

6 第二項（第一号から第四号までを除く。）の規定は、前項の料金について準用する。

四 (同上)

五 (同上)

六 (同上)

七 (同上)

3 (同上)

4 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

5 (同上)

6 (同上)

7 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便事業の収支の状況を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

(郵便業務管理規程)

第七十条 会社は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程(以下

「郵便業務管理規程」という。)を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵便業務管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 郵便の業務の管理に関する事項

二 郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受けの方法

三 郵便物の配達の方法

四 前二号に掲げるもののほか、郵便物の送達の方法

五 その他総務省令で定める事項

3 総務大臣は、郵便業務管理規程に記載された前項各号に掲げる事項が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の認可をしてはならない。

一 郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。

二 総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。

三 一週間につき五日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。

四 郵便物(国際郵便に係るものを除く。以下この号において同じ。)について差し出された日から四日(国民の祝日に関する法律(昭和二

7 (同上)

(郵便業務管理規程)

第七十条 (同上)

2 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

五 (同上)

3 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 一週間につき六日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。

四 郵便物(国際郵便に係るものを除く。以下この号において同じ。)について差し出された日から三日(国民の祝日に関する法律(昭和二

<p>十三年法律第七十八号)に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。)以内(郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域に宛てて差し出される場合にあつては、四日を超え最も経済的な通常の方法により当該地域に係る郵便物を送達する場合に必要な日数として総務省令で定める日数以内)に送達することが定められていること。</p> <p>五 郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすい所に、総務省令で定める基準に適合する通信日付印を押印することが定められていること。</p> <p>六 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。</p>	<p>十三年法律第七十八号)に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。)以内(郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超え二週間を超えない範囲内で</p> <p>総務省令で定める日数以内)に送達することが定められていること。</p> <p>五 (同上)</p> <p>六 (同上)</p>
--	--

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「信書」とは、郵便法第四条第二項に規定する信書をいう。</p> <p>2 この法律において「信書便」とは、他人の信書を送達すること（郵便に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>3 この法律において「信書便物」とは、信書便の役務により送達される信書（その包装及びその包装に封入される信書以外の物を含む。）をいう。</p> <p>4 この法律において「一般信書便役務」とは、信書便の役務であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>一 長さ、幅及び厚さがそれぞれ四十センチメートル、三十センチメートル及び三センチメートル以下であり、かつ、重量が二百五十グラム以下の信書便物を送達するもの</p> <p>二 国内において信書便物が差し出された日から四日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（信書便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域に宛てて差し出される場合にあつては、四日を超え最も経済的な通常の方法により当該地域に係る信書便物を送達する場合に必要な日数として総務省令で定める日数以内）に当該信</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3（同上）</p> <p>4（同上）</p> <p>一（同上）</p> <p>二 国内において信書便物が差し出された日から三日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（信書便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超え二週間を超えない範囲内で</p> <p>総務省令で定める日数以内）に当該信</p>

書便物を送達するもの	5 この法律において「一般信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に应ずるために提供する事業であつて、その提供する信書便の役務のうち一般信書便役務を含むものをいう。	5 (同上)	書便物を送達するもの
6 この法律において「一般信書便事業者」とは、一般信書便事業を営むことについて第六条の許可を受けた者をいう。	6 (同上)	(同上)	
7 この法律において「特定信書便役務」とは、信書便の役務であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。	7 (同上)	(同上)	
一 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達するもの			
二 信書便物が差し出された時から三時間以内に当該信書便物を送達するもの			
三 その料金の額が八百円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの			
8 この法律において「特定信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に应ずるために提供する事業であつて、その提供する信書便の役務が特定信書便役務のみであるものをいう。	8 (同上)	(同上)	
9 この法律において「特定信書便事業者」とは、特定信書便事業を営むことについて第二十九条の許可を受けた者をいう。	9 (同上)	(同上)	
第六條 (事業の許可) 一般信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。	(事業の許可) 第六條 (同上)	(同上)	
第九條 (許可の基準) 総務大臣は、第六條の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同條の許可をしてはならない。	(許可の基準) 第九條 (同上)	(同上)	

一 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

二 その事業の計画が全国の区域において一般信書便役務に係る信書便物（以下この号において「一般信書便物」という。）を引き受け、かつ、配達する計画を含むものであって、事業計画に次に掲げる事項が定められていること。

イ 総務省令で定める基準に適合する信書便差出箱の設置その他の一般信書便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の引受けの方法

ロ 一週間につき五日以上一般信書便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の配達の方法

三 前二号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

四 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

（料金）

第十六条 一般信書便事業者は、総務省令で定めるところにより、一般信書便役務に関する料金（一般信書便役務に係る信書便物の送達の料金以外の料金のうち総務省令で定める料金を除く。第二十七条第二号において同じ。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 配達地により異なる額が定められていないこと（一般信書便事業者の事業所においてその引受けを行う信書便物であって、その送達に際し当該一般信書便事業者の区分事業所（主として信書便物の区分を行

一 （同上）

二 （同上）

イ （同上）

ロ 一週間につき六日以上一般信書便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の配達の方法

三 （同上）

四 （同上）

（料金）

第十六条 （同上）

2 （同上）

一 配達地により異なる額が定められていないこと（一般信書便事業者の事業所においてその引受け及び配達を行う

う事業所をいう。)間の運送を要しない信書便物に係る料金を除く。
)。

二 大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であつて、その重量が二十五グラム以下のものに係る料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

三 定率又は定額をもって明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(料金等の揭示)

第十八条 一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け出た料金(同項の総務省令で定める料金を含む。次条第二項において同じ。)

、前条第一項の認可を受けた信書便約款(同項の総務省令で定める事項に係る提供条件を含む。次条において同じ。)その他総務省令で定める事項をその事業所において公衆に見やすいように揭示しなければならぬ。

信書便物に係る料金を除く。
)。

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

(料金等の揭示)

第十八条 一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け出た料金(同項の総務省令で定める料金を含む。次条第二項において同じ。)

、前条第一項の認可を受けた信書便約款(同項の総務省令で定める事項に係る提供条件を含む。次条において同じ。)その他総務省令で定める事項をその営業所において公衆に見やすいように揭示しなければならぬ。